

大名領地法の性格

藤 直 幹

序

主従關係の展開

守護大名の成立

主従關係の本質

領主の立場

支配の精神

獨裁の性格

法の權威性

法の社會性

法の合理性

序

我が國政治、法制史上の一問題として、室町時代末期

における諸國大名の政治思想とその施設とに關し、今日

新しく論議さるべきものがある。國民生活の全分野にお

いて社會統制の強化されゆく現代の政治精神に通ふものが、極めて一面的ではあるがこの時期大名の領國支配のうちには發現せるものあり、人々の關心事となるを云ふのである。この意味は、戰亂相次ぐ暗黒の世と考へられる時にあたり、領主の強權をもつてする專制的支配下においてなほ徳政の思想の隨伴せること、換言すれば全面的壓制とともに部分的には仁政を行へる事實にはあらず、強力なる統制目的達成のためには領民を導くに徳をもつてすべしとの觀念の存したこと、即ち仁政を基礎とするところに專制的支配の實現さるべきを考慮した事實を注視すること、云はゞ政治の思想にあらずして政治の精神に關し考察すべきものありとするのである。

仁政の觀念其者について見れば、我が國政治思想の根

幹を爲すものであり、室町幕府また之をうけてその爲政
準據たる建武式目にも「徳是嘉政、政在安民」との語
の掲げられるところであるが、幕府政治の實情を見ると
き、このものはたゞ觀念的なるものとして現實遊離の風
著るしきに對し、大名領地における政治はその發生事情
より見れば幕府の政治思想を受繼けるにかゝらず、そ
の繼承の意味するところは、大名の領國支配がその基礎
を領民との直接なる結合に置き、その立場において幕政
の理想を受容れたこと、即ち仁政の觀念は大名の領國支
配の現實裡に沈潜することにより具體的存在となるに至
つて、徳化の問題は單に政治思想たるに止まらず支配の
性格に關するものとなり、支配形態とその精神との日本
的特性に關する考察に導かれゆくものとして現代の一問
題たり得ると考へられるのである。

主從關係の展開

守護大名の成立

群雄割據時代における諸國大名の政治思想に關する考

大名領地法の性格

察は、その前身たる守護制の變遷、大名の成立過程を顧
みることによりはじめて全面的理解に到達する。斯く問
題を設定することは、大名が守護の系統をひける事情よ
り自らその政治も守護の施設に倣ふこと多くあるのみな
らず、大名の成立をもつて完成された二次的封建制度に
おける身分的主從關係が、本來斯かる意味を具備せぬ守
護と武士との從屬關係に基礎を有したことより、その展
開事情を顧みることが新しい主從關係の本質を理解する
上に最も重要事となるに由るのである。併し守護大名の
成立經過一般については先人の所説に明らかなるものと
して、本論においては大名の成立に伴ひ育成せられた大
名と領民との結合精神を顧み、もつて大名の領國支配の
成立すべき地盤を明らかにするに止めておく。

守護がその權力伸展を示す事象として管國內における
武士との關係は、職制上よりするもの以外に所領安堵・
給與を行ふことがあつた。所領安堵・給與は封建社會に
おいて主恩の最大事であり、主從恩義の關係も根本は斯
かる行爲の上に成立したものである。従つてこの事が守

護により行はれたことは、守護を中心とする封建關係の成立を思はしめるが、斯かる事態に至る経過を見ると、鎌倉時代にあつては直接將軍と武士との間に行はれ、吉野時代以來の慣例として守護の推擧を経ることあつて武士に對する守護權の擴大を示し、その窮極においては守護自ら之を行ふごとく、嘗て將軍と武士との間に介在せる守護が新たに將軍に代る立場において武士と二次的封建關係を結ぶに至つた。豊前國佐田庄地頭佐田氏は文安元年三月同國守護大内教弘より當知行地領掌のこゝとを安堵せられて以來、之を準據として代々相つき行はれ、^①備後國地毘庄地頭山内氏は同國が山名氏の管國となりて以來その安堵をうけ、山内泰通が父時通の跡を繼いだ時は京都より但馬に赴き安堵判物を受けたことがあり、^②斯かる所領安堵は自ら武士をして守護の恩を感じしめ、その職掌を越ゆる關係を生ぜしめるに至ることが考へられるのである。

斯く所領における從屬的關係は他の部門においても現れた。その一例として武士が守護より一字を賜ふ慣例が

ある。この風は武家社會において早くよりあり、豪族は將軍より一字を賜ふを名譽としたが、守護と武士との間に行はれたことは自ら兩者の間新しい關係の成立を思はしめるのであり、安藝國吉田庄地頭毛利豐元は文安六年四月山名是豊より一字を賜ひ豐元と稱した。^③然るに應仁文明の大亂に際し、豐元は最初山名是豊とともに東軍に屬したが、その後大内政弘の召に應じて東軍より離れて西軍に従ひ山名是豊を逐へることあり、文明十年政弘よりその子に一字を賜ひ弘元と稱した。^④武士としては守護權を背景とする地方豪族との關係が將軍に對するよりも強くあつた事情を示すのである。

斯く守護が武士に對して將軍に代る立場にある事態は諸方面に現れてその全面的支配を導き、他方將軍に對しては支配者としての自家の獨自なる立場を自覺するとき、守護職たる立場より離脱して大名成立の完形を示すに至る。累代駿河・遠江國の守護たる今川義元が天文廿二年制定した法律二十一箇條のうち第二條において、守護不入地に關する規定を定め、嘗て幕府より不入を認め

られた特權も守護が幕府の命をうけて事を行へるときは存在しうるが、幕府の權力及ばずたゞ領主自己の計をもつて國中を支配せるときは、幕府より附與された特權地の存在を認めずとの意を示したことも、完全なる領主としての立場において當然來るものであり、この自覺に立つて領國支配の遂行を意圖するところに室町幕府による統一的社會の解體、多様な地域的社會の出現を見た。斯かる社會の構造を、特に主從關係に基づける支配の形態を通じて觀察することが本論の主題である。

註① 佐田文書(卷二)大内教弘判物(文安元年三月八日) 同書

(卷五)大内義長判物(天文二十一年六月五日)

② 山内首藤家文書(一〇五)山内泰通覺書

③ 毛利家文書(九八)山名是豐名字狀

④ 同書(一五二)大内政弘加冠狀

主從關係の本質

斯く大名と領民との間に於ける封建關係が所領安堵の上に成立せる事情は、この新しい主從關係が利害を基調とせることを意味するとも考へられる。この時代家臣より領主に對し服仕を表明する誓狀多く行はれ、其等のう

ちには若し從者にして奉公の誠を致さぬとき所領を取返すべき旨を明記した契約狀の存するごとく、土地給與を條件とする主從契約關係の存在を思はしめるものあり、^①實情として、主從關係が鎌倉時代武家社會におけるごとくには恩義を重んぜず利害により動かされ易きものゝあつたことも、その結合關係に變質を生じたことを示すのであるが、而も斯かる事態が全面的なるものとは云ひ得ず、その成立に際しては利害に基づきつゝも而も斯かる制約を超え、主を仰ぐこと神に歸するごとく關係の結ばれたところに歴史的意義が認められるのである。足利將軍と諸豪族との間利を主とし、自家權益擁護のためには將軍に對する反抗をも繰返すごとく事情に對し、地方生活の基礎に立てる守護大名と武士との間においては従前權力の上下のみ存したにかゝはらず、所領給與を條件と爲しつゝも遂に身分的主從關係の成立するに至れるところに武士團成立の事情に相似なるものあり、國民精神顯現の一樣相を示すと云ひ得るであらう。

斯かる結合の成立すべき要因として、地方に存在せる

共同體的生活精神、その根幹をなす家族的團結の精神を思ふべきであらう。家長を中心とする家族成員の全一的結合、家長による絶對的支配と成員の絶對的服従の精神がこの主従關係においても働いたのである。即ち武家社會の構成が家族的團結を單位と爲し人々の社會的存在は個々獨立せず家族の一員としてあり、特に主従關係において家族全員は家長を通じて主に従ふといふ社會構造より來る結合精神が、人相互の關係において滲透しその性格を規定することがあつた。鎌倉時代末期より室町時代に互る時勢の激變に際し、武士が自家保存のため相互に連帶を誓へる誓狀の文言にも、「成^①親子之思、御大事お身之大綱と可^②存事」生涯之間、無^③違篇^④御用ニ立た、れ可^⑤申事^⑥を云ふのがある。斯く親子の情による相互依助を念とすることは不安なる世相に直面した人の切實なる表明として、單なる修辭とのみは見得ぬであらう。この精神は國民生活を貫く本質的なものであり、武士がその勢力の推移に伴ひ斯かる共同より從屬の關係に移るときにおいても働いたことを思ふのである。

更に領主の領民に臨む態度においても、親の子に對するが如き恩情を示すものがあつた。周防・長門等の守護大内氏は文明七年この兩國内における社寺に對して、その所領より得る收益の半を徵集した。その理由は同氏の管國たる豊前・筑前兩國に兵亂あり之をさけて文明元年以來長防に逗留せる兩國軍勢への兵糧料に宛てんとするにあり、國家の安全を祈る社寺の所領に對し斯かる非常措置に出づるは遠慮すべきにかゝはらず、敵勢退治のためには多數の軍勢を必要とし、殊に筑豊二國武士の忠節比類なきをもつて憐愍を施すの要あるによるとしたのである。斯く武士を撫育するためには社寺領に干與するところにも、その支配が單に武力を以てするにあらざる事情を示すのであるが、この事は行賞の意味を考へるときよく認められる。領主の領民に對する心得として治國の要は賞罰の二字に歸すとの訓誡が遺されてゐるが、その際賞は厚く罰は軽くすべしと考へられてゐることに注意すべきである。この考は一見すれば、患ある者に對する恩賞の必要を説けると同じく主従關係の基礎に利害觀念

の存在を思はしめるが、而も厚賞が利を多く與へることのみならず恩を厚く施すを意味したことに注意される。云ふまでもなく行賞において土地其他の利益物を對象とするが、其等が主の哀憐によると考へられることに特殊の意味が認められるのである。恩を施すは領主の意志にあり奉公と交換條件として行はれるにはあらず、之に對して領民もまた無二の奉公を盡すべきを表明して領主の憐愍をねがふことがあつた。^⑦斯く恩賞において領主の慈悲の面の強く現れるところ、領主と領民との間、利害による相互關係を超ゆるものあり、従つて土地を給與された者が、その厚恩に對して奉公を誓ひ、縁者・同名たりとも主の意に違背する者をば最負許容せざるべき旨表明したことも單に一片の修辭とのみ考へ得ないであらう。

斯かる結合精神の働くところに武士の身分關係が家族的擬制をもつて律せられた所以が考へられる。領主が家臣統御の法として親子關係に擬せる寄親寄子の制を採用することひろく行はれたところである。即ち領主は家臣の身分ある者を寄親と定め、その配下に武士一般を分裁

せしめ以て寄親・寄子の關係を結ばしめ、寄子は寄親の全般的指南に従ひ、訴訟は寄親を経て提出すべく、寄親の變更を故なくして願出でぬこと等の關係があつた。斯く從屬關係を家族的關係を以て律したことも武士の間において家族的結合精神の強く存在したによるであらう。この事に類似の現象として武家社會に早くより行はれた烏帽子親子の關係が想起される。武士は元服に當り有力者を烏帽子親とたのみ親子關係に似るものを成立せしめたのであるが、この場合は特定の個人間の關係であるに對し、寄親・寄子の制は武士全體の組織化を意圖せるところにその働きを思はしめるのである。

註① 牧健二博士、日本封建制度成立史(一〇〇頁)參照

② 新編彌縫氏世錄正統系圖(卷十)烏津久豐誓狀(應永十八年十二月廿七日)

③ 大内氏實錄所收布施本大内家壁書

④ 毛利家文書(四二〇)毛利元就書狀寫

⑤ 同書(五九三)志道廣良言上狀

⑥ 沙彌洞然長狀、義治式目附錄

⑦ 毛利家文書(三二三)富田元秋起請文、同書(三二七)内藤隆春起請文

⑤ 同書(一六五)井上元兼誓狀

領主の立場

而も領主の立場には、親として子を保護する以外に主として民を支配する一面がある。この政治的支配者の立場が何物により支持されたかは支配の形態と精神とを明らかにするものとして注意されねばならぬのであるが、その一般論は暫く措き武家政治上について見るとき、源家將軍においては源氏の正統たることが御家人支配における不可缺の要件と考へられた。云ふまでもなく發生的に見れば、この血統による支配もその當初は武士團の成立に見るごとく、主從恩義の裡に成立せる關係が累代的なるものとなるに伴ひ、血統が重要素として表面に出現したのであるが、鎌倉時代において源家による獨裁的支配を全からしめたものはこの血統である。この要素が藤氏將軍の下向とともに失はれて後將軍は形式的存在にすぎず、實權者たる北條氏は斯かる資格を具備せぬとき法を整備して支配の權威を意圖するに至つた。その後足利將軍は源家の一族とするも、なほ鎌倉將軍に對す

る關係について云へば武士豪族と近似である。而も足利氏が支配者たり得た一理由として人心收攬を巧にしたことがあつた。この態度は美化されて仁政と稱されてゐるのであるがその實は利害による結合を基礎としたことは當代における武士の去就より見るも明らかである。而もなほ室町幕府の政治理想としては徳政の觀念強く把持された事情が大名の政治的支配においてもあつた。即ち大名は多く守護の後身であるとともに卑賤より出で、自力をもつて地位を得た者もあるが、其等が支配的立場を確保するためには文武兼備、武威と文徳とが要件とされたのである。儒醫曲直瀬道三が毛利元就に對して治國の要を進言した一節に、文あつて武なきときはその威下におよばず、武あつて文なきときは民畏れて親まず、文武の兩者相俟つて威徳成り治國全しと云ひ、當時の諸將武威をもつて國を領することあるも文徳なきにより治國長久たり得ぬことを説いた。^①また人主たる者は不動明王・愛染明王のごとく慈悲の殺生を行ふを要すと^②の考、慈悲と

忿怒とは車の兩輪のごとしとの考^③、も同一思想の表明であり、血統的支配の條件を具備せぬ新支配者が自家の立場を權威化するものとして武と文と兩者兼備を考へたことが、武家政治上のみならず道義觀念の昂揚に強く影響をおよぼしたのである。

斯かる領主に對する領民の服仕態度として絶対歸依を念とするものがあつた。領主より外には憑む方無きため骨の髓までも一筋に奉公すべきを誓ふ心情は神に對する歸依に似るものとなる。毛利家の家臣阿會沼元隨が毛利輝元・秀就父子に對して、氏神と思ひ善にも惡にも無二奉公すべき旨を誓ふとき、主に徳あれば従ひ徳なければ去るといふごとき政治思想を起ゆるもの、神と人との關係においてはじめてはじまるのである。この絶対服従の態度は、儒教的色彩濃厚なるものにあつては、水が方圓の器に従ふごとくあるべしとする表現を借り用ひた。^④ともに主を絶対者の立場において仰がんとするのである。

斯く權威者に對する服従が神に對する歸依にまで展開することは國民性情の本然であり、特に中世人において

一般的事象であつた。この事情を考へる一例として起請文の作成されたことがある。人々が自己の詞に偽なきことを神罰をもつて誓ふ起請の破棄されるもの多く存した結果より見て、人を規制する力なく形式的なるものとする考もあるが、武士の敬神の念より見るとき、その作成の動機には神罰への畏怖あるを思はしめ、事實その破棄者の不幸が神罰によると考へられてゐるのである。而もこの起請が時あつて破棄されたことは、誓約當事者が人對人であり双務的なること、即ち嚴に違背すべからざる旨を誓ひながら若し相手變心して之を破棄するときは自己も之を反古とすべきことを明記するものあることより考へられる。^⑤然るに之が神と人との場合にあつては双務的關係成立せず、絶対的なるものとして人は如何なる場合においても神に背き得ない。神が人を伴ふことの有り得ぬと共に人は神を離れ得ないのである。神に對する契狀が人に對するとは異なる内容と形式とを具へたことも當然であらう。小早川氏の出である琴江令黨が小早川則平より托された則平の子瀨平に對する所領讓狀を瀨平の兄

持平に奪はれ則平の志を遂げしめ得ぬを歎き、その間の事情を明らかにした起請の形式は、一般的に國中神祇に誓ふことについて、生前には人前において恥辱を蒙り死後は無間地獄に墮つべしとの激語を放ち、更に重ねて日本國中の大小神祇冥道殊に沼田(小早川氏所領)の七社十社の照鑑をねがふとの語をもつて結んでゐる。この最後の一節は相手の態度により自己の態度を定めるといふごとき同位者たる人と人との間において用ひらるべきものにあらず、絶對者に對する一途なる歎願である。

斯かる關係が主從間においても來り、前述のごとく主を氏神とする態度の存したことは、我が國に於ける神の觀念よりも考へられるであらう。草木にも神靈を認める多神教的世界觀は自己を超ゆるもの悉くを神格化して之に没入する性がある。この絶對者は儒教的表現を備り天・日月とともに併せ考へられた。人はすべて天の覆徳の下にあるごとく領主の支配下にあるのである。而もこの天が一般に如何に把握されたかを見る如き、天の徳仰いで範るべしとすることとき考は表されてゐない。國民

の歸依の對象は天のごとき抽象的存在にあらず、具體的なる神、天神にあらずして氏神において最もよく象徴される。事物を具體性においてとらへんとする國民の性情として神は我々の近くにあり、最も近きもの最も強く意識され、従つて地域的なる神への繫係が最も強く感得されるのである。この事情はまた領主を氏神に比することでもある。複合的なる神の系譜は層位的なる社會組織の反映として、各人自己に直接なる神を仰ぐごとく直接なる主に従ひ、兩者に對する歸依の情は交流して神人一體の關係を現實世界において現出せしめようとするのである。領主の神格化が一般的專象であることはこの時期の政治思想史を特色づけるものと云ひうるであらう。

更に領主の政治理想が儒教の徳治主義の影響を最も強く受けたことの意味を考へるとき、大名がその理想として堯舜・文武の治績を仰ぎ周公且の三度吐哺握髮せる故事に倣ふことあり、その政治の跡また聖人の治に似るとの讃辭をもつて修飾されてゐる事は、^⑩上述のごとく大名がその獲得せる新しい立場を權威化せんとするの意圖よ

り來ると考へられるが、斯く領主が徳をもつて資格を附與されるとするとき、徳あれば主に従ひ徳なければ主を逐ふべき事態を生ずるに至る。徳は普遍的であり何人も之を具へ得るものとして、従つて領主の地位もまた相對的となるのである。斯かる徳をもつて論ずるとき自ら生ずべき相對性は、神徳を内容とすることにより絕對性に轉化せしめられる。徳の觀念は我が國固有なる神の觀念と結合することにより不動のものとなり、徳政は神政に至つて完成されると考へられるのである。

註① 毛利家文書(八六四)曲直瀆道三意見書

② 朝倉敏景十七ヶ條

③ 沙彌洞然長狀

④ 毛利家文書(三五二)末次元康起請文

⑤ 同書(一二三三)阿曾沼元隨起請文

⑥ 信玄家法(下)

⑦ 小早川家文書(小早川家證文一〇六)小早川盛景契狀寫、

同書(同一〇七)小早川温平契狀案寫

⑧ 同書(三四)琴江令齋自筆起請文

⑨ 沙彌洞然長狀

⑩ 大内義隆記、大女記

大名領地法の性格

支配の精神

獨裁の性格

斯く領主が神のごとき立場において領民に臨むところに獨裁的支配の本質が考へられる。その支配の權限について云へば神より附與されて事を行ふにあらず神のごとき立場において自ら具はるるものであり、従つてその政治に非あるときは神意により解除されるごときものとは異なる絕對的屬性である。此處に領主の支配が永遠に續くべきものとする考への來る所以も認められる。

而も斯かる立場における獨裁者がその權限を何人よりも解除されぬこと、即ち何人に對しても責任を負はぬといふことはその恣意を行ひ得るを意味するものではない。權限の絕對的なることはその行使に際して絕對的責任を負ふことでもある。領主は領民に對して善政を行ふ誓を與へないといふ意味において專制であるが、而も絕對者たる立場において善政を行ふ義務を有することは、恰も神が人を照覽すると對比されるであらう。領民が善

にも悪にも主の仰に従ふといふとき主は善政を施さざるを得ぬ立場に置かれるのである。相良長國が領主相良晴廣に上れる長狀のうちにおいて晴廣の信仰厚きを賞しつつも、政務に力を致し慈悲哀憐の情を施すをもつて信心の最たるものと云へることも、領主としては爲政に力を盡すことが神佛の慈悲に通ふを意味するのであり、ともに絶對者の立場より來るであらう。斯く領主の支配が全面的に行はれることは神が人を支配すると同一事態にある。人は神より脱離することを考へられない。脱離されうるものは神でない。領主もまた斯かる意味において領民を支配し、領民また骨髄までもその仰に従はんとするの態度を示したのである。

斯かる支配の絶對性は我が國政治形態の特性と考へられる權威に對する歸依の性情を根柢に有するものであるが、特にこの時期における諸大名は戰亂に對處する富國強兵策としてその權限を極度に行使した。その際強力なる武力を背景とするところ壓制的なるものを示しつつもなほ領主の恣意に出でず、前述のごとき精神をもつて領

導せんとする意圖を有したことに注意されるのである。

法の權威性

上述のごとき領主の立場の絶對性は、領國支配の手段たる法の形態、内容の上にも現れた。法を社會統一の所産とするとき、大名領地法の成立は大名の治下における地域的統一社會の形成を意味し、その性格は社會結合の様態を反映して自ら上述のごとき意味における獨裁的支配の實現手段たるに適ふものを具へたのである。斯く大名と武士との間にあつて、武力による服屬關係に止まらず、諸方面において新しい交渉を生じ、其等を規制すべき法の出現を考へるとき、斯かる諸法律を考察すべき立場が自ら來る。即ち法を社會秩序の維持者としてそれに規制力を與へる權威が何處より附與されたか、および獨裁的支配の實現を意圖せる諸法規内容の觀察であり、兩者相俟つて全き理解が可能であるが、個々法規の分類は既に人々の行へるところとして、その分類原理において新しい立場ありとするもなほ重複することあるにより、本論においては法の性格を領主の獨裁的支配と關聯せし

めて考察するにとゞめる。

法意識は社會の形成とともにあるが、特に當代のごとく鞏固なる團結の要求される時期において著るしいものあり、領主自警の語として、良將はまつ制を定む、制定まれば士亂れず、士亂れざれば刑罰明らかであるとの語を掲げて領國統治のため法制の必要をとき、法を憲法として毎事之をもつて思惟することを肝要としてゐるごとく尊重された。更に法の遵守は、例へば天地一物のためにその時を枉げず、日月一物のためにその明を晦まざるごとく、明主は一人のためにその法を枉げざるべきことが考へられてゐるのである。^③斯く法を嚴守するところに領國の治安維持されてゆくととの考より、諸國において多様な法律制定せられ武家法制史上興味ある時期を形成したのであつた。

斯く天地の運行、日月の明照のごとく不變なる法の權威性の來るところはその制定の問題と關聯する。この事情を解明すべき一助として武家法の典據たる御成敗式目を顧みるとき、執權・評定衆の合議にかゝり道理を内容

とするものであつた。この制定手續と内容とは不可分の關係にあることが考へられる。當時鎌倉幕府における將軍は形式的存在として政治の實際に關與することなく、執權を中心とする評定衆により運営された事態において、法の制定に際しても之を發令すべき者としては、源家將軍のごとき權威存在せず従つて人々の合議によるの餘儀なき事情にあつた。この時法の源泉は將軍にあらずして執權評定衆であるが、而も此等の人々は源家將軍のごとく法を人々に附與しうる權威を有しない。御成敗式目が萬人の肯定する道理に基つるのでありその手續として合議の形式の採られたことも斯かる性格を明示するであらう。更に附録に載せられた執權評定衆の連署起請文は爲政上の連帶性を神罰に對する畏怖の情をもつて相互に誓ふのであり、神に對して爲政の責務あることを誓ふにはあらず、將軍に對しても執權としての責任を表明せぬことも、その準據たる法が神・將軍の意志によらず各自の合議に基つける事情と通ふものが考へられるのである。

この事象と對比して大名領地法の特性を考へるとき、御成敗式目とその形態において最も近似せる伊達氏の法律塵芥集にあつては、附録として前者の執權・評定衆に比すべき伊達家々老の連署起請ありその文言も殆ど異ること無きにかゝはらず、式目と起請との間に領主伊達種宗の署判あることに注意される、本法律は伊達氏家老御成敗式目と題されるところよりして家老が領主を補佐して政治を行ふ場合の式目と見るべく、恰も執權・評定衆が爲政準據として法を定めたことに類似するが、前者にあつては將軍之に關與せぬに對し、この者においては領主之を承認する形をとることにより、家老は領主より爲政の責務を負はされたもの、従つて法もまた領主より附與されたものと考へうべく、兩者の間その性格において本質的に異なるものあるを思はしめるのである。結城家新法度は條文の奥に結城政勝の署判あり、その後の家臣連署して之に背くことなきを誓ひ、若し背き討たれる者は親子類類たりとも託言せざるべき旨記してある。即ちこの起請は家臣が領主より附與された法の遵守を誓ふので

あり、爲政者の立場にあらずして被治者の立場において云へることは、法が領主の意に出で、絶對的權威をもつて人々にのぞむ事情を示し、その間違背の折の咎を神罰をもつて誓ふごとき形をとらぬことは、領主の支配力が神意の介在を要せぬほど強力なることを物語つてゐる。また長曾我部元親百ヶ條は元親・盛親父子の名をもつて發布し、最後に本法律を國中の龜鑑として貴賤ともに嚴守すべく一言たりとも違背する者は嚴科に處すべしと云ひ、之に對し家臣の誓約は載せられてゐない。即ちその遵守は當然の事として誓約におよばずとする領主の支配の一方的態度を明らかにするのである。斯く強制的に附與されることは、法が神意に出づると類似して絶對的であり、従つて御成敗式目のごとくその制定が道理に基づくを云ひもつてその遵守を期待するごとき解明を必要としないのである。

斯かる領主の法的支配の絶對性はその威を領國內において地域的・層位的に普ねからしめんとする意圖となる。従つて訴訟に關する規定數多く存在するうちの一例

として、大内家壁書の一條には山口よりその分國たる七ヶ國各郡への行程を定めて訴訟における人々の遲參なき旨を誡めたのも領主の統一化の完成を示すものとして考ふべきであらう。更に層位的方面について見れば、國中の人は貴賤をとはず法の下に立つことである。領地法において幕府法に比し庶民に關する立法多く存在することも領主が國一圓の支配者として土庶ともにその下にある事情に基づくのである。斯かる事より法の適用範圍の擴大化を意圖する法の改定が行はれる。大内家壁書において喧嘩の成敗につき領主は預らずとして相互の間の解決に委ねたが、報復相つぎ社會不安を招くを見ては、以後上聞に達するときは成敗を加ふべき旨定めて統制の全きを期したのである。

この事情を領主の爲政態度について見るとき、時宜を問はず之に専念すべきを必要としたことを想起せしめる。機嫌悪き折も進んで家臣に接し、政治上の事を速に行へる事蹟が賞讃せられ、^④奉行人の參上に際しては休息中といへども即時披露すべきこと、^⑤家人の訴訟は主の機

嫌を憚らず申上すべきこと等の規定されたのも、領主が領民支配に關し全責任を負ふ立場を自覺せるによるであらう。更にその準據として法の權威を維持せんとする努力が認められる。訴訟提出の後は外部にて論議するを許さず、判決の後は再訴するを禁止するごとく領主が法を枉けずとの語は同時に判決の絶對性を云ふのであり、何人も領主の沙汰に従ふべしとするは即ち神意に對し人が論議し得ぬと對比されるであらう。従つて斯かる事に當る者として奉行人の態度が誡められ、裁判に私曲あるときは犯人と同罪たるべしとしたことも不可侵なる法の權威を確保せんとするによるのである。

註① 毛利家文書(七五六)毛利隆元行跡格言覺書

② 大友文書(卷六)大友義銀覺書(天正十二年卯月三日)

③ 信玄家法(下)

④ 沙彌洞然長狀

⑤ 大内氏實錄

⑥ 毛利家文書(六一二)毛利氏提

⑦ 相良家壁書、長曾我部元親百ヶ條、信玄家法(上)

⑧ 朝倉敏景十七ヶ條

法の社會性

斯かる精神をもつて制定せられた法がその内容においても領主の絶對的立場を支持すべきものを多く含むは當然である。上述のごとき主従關係に基づく現象として家臣の忠勤が極度に重要視され、晝未來主に對し逆意を抱くべからざることの誠められる事態にあつて、家臣の立場は悉く領主に對する關係より規定せられて個人的なるものは許されなかつた。公儀に際しては宿意ある者も相互に遺恨を捨て、事を共にすべきことが定められ、^①家臣私に盟約し誓詞を交換することの禁止より更に主の利益を謀れる場合においても破棄すべしと云ふものがあつた。^②

斯く人々の立場が主との關係において評價されるときは忠勤者が特別なる立場をとるに至る。領主のため戦死せる者の跡目相続は親の處分を許さず領主より相続人を選定し、その順序は男子無きときは女子にても必ず戦死者の子をまづ立つべしとした。^③一般的には所領相続は一家内の出來事として家長の意に委ね領主はたゞその處分

を承認するにすぎぬにか、はらず、忠勤者の場合斯く干與することは、戦死といふ事實によりその者の子としてよりは臣としての立場が強く意識されたによるであらう。また養子に關しても一般には養父の存生中の届出を要し死後の披露は許されず、従つて戦死者の後も断絶の運にあるを不便とし、この場合は内々の儀たりとも戦死者の存生中養子契約を行へる證據ある者は許容すべき新制を定めてその忠勤に報い、また年少にして未だ養子契約を爲さざる者の後は上意として一家中より器量の者を撰び養子を命じたのである。^④

之に對し不忠者の處罰また嚴に規定され、一族を断絶し名字を削るの極刑をもつて誠めることがあつた。従つて主の勘氣を蒙れる者に對する殺害も差支なしとされ、被害者の親兄弟が加害者に報復するを禁じ、若し訴訟におよぶときは被害者と同じく勘氣を蒙るべき旨を定め、^⑤主の咎を受けた者が子孫を他人の被官と爲せる場合は其者を罪するのみならず之を許容せる者をも誠める等、^⑥主の咎を受けた者は公人として存在し得ず身命の安全も保

證されぬごとき事情は、人が神より離れては生存し得ぬと同一であり、領主に對し、神に身を委ねるごとく歸一する立場にあるを示すのである。

斯く法の内容が主従關係より規定される事情に基づき、法理にも變化があつた。法理は各々の社會における人の在り方により特殊化される。人が獨立せる人格として存在せず人倫として理解されるとき、その分に應じた特殊法理の出現があり、當代において人が主に對する奉公のうち自己の存在を保持し得るとき事態にあつては、法を成立せしめるものは人間一般を規律する原理としての道理のごとき觀念にあらざることも容易に考へるところである。武家法の體系にあつて最も理性的と考へられる御成敗式目に對し、この立場よりする法理の變改が認められたのである。所領の塙相論に關し、訴人に理なきとき其者の所領より係争地の分を割き相手に與へることが御成敗式目(三十六條)の規定であるに對し、三好氏の新加制式においてはこの法規の存在を認めつゝも當時にあつては不適當と爲し訴人より過錢を出して社寺

の修理にあて、若し出し得ぬ折は所領を沒收することに定めた。斯く御成敗式目の規定をもつて當時には不適當とする理由は明示されてゐないが、之を推測せしめる資料として他に謀訴禁止の一條において、係争地を相手に附與する結果は奉公を致さず忠節なき者に對して所領を賜ふことあるを不可として科人に贖銅せしめてゐるのである。即ち理なき者の所領を理ある者に與へるといふ御成敗式目の法理が一見公平に思はれるにかゝはらず、忠節者を賞し國の富強を圖るを念とする立場においては不合理として否定されたことを知り、法理が現實の情勢に應じて著るしく變質されゆく事情を見得るであらう。また家産讓與において、一度處分せるものを取返し他子に讓ふことは武家社會の慣例であり御成敗式目においても認められたところであるに對し、六角氏の義治式目は之を否定して前判を用ゆべしと定めたことは、所領の歸屬を不動のものとして分國の秩序維持を圖るにあり時代の要求に基づけるものと考へられてゐる。斯く領國支配の必要より起る法理の變質のうちにも、法が領主より

興へられた事より生ずる性格の特殊性を示すのである。

註① 義治式目、毛利家文書(四〇一)福原貞俊以下家臣連署起
請文

② 長會我部元親百ヶ條、結城家新法度、信玄家法(上)

③ 結城家新法度

④ 同 書

⑤ 大内家壁書

⑥ 同 書

⑦ 同 書

⑧ 牧健二博士、義治式目の發見と其價值(法學論叢三七！)

五・二四頁)

法の合理性

併し法が斯く主従關係により強く規定されるとするも、法の本來具有すべき合理性の否定を意味するものではない。法はその内容の如何にか、はらず社會全體に妥當するといふ意味において合理性を有するものであるが、この事は領地法の武斷的色彩によつて歪曲化され合理性の喪失を思はしめるごとく事態を生じた。即ち是非を論ぜず事を判決するところの所謂喧嘩兩成敗をもつて法治主義と相反する傾向として指摘されるのである

が、併し武力を背景として是非をとはず事を行ふは法規全般を通じて認められるにはあらず、限られた部面であることに注意せねばならない。一般に斯かる事例として引用されるのは喧嘩に關する規定である。喧嘩は是非を披露し得ずとして全面的に否定し、手を出せる者は是非をとはず罰せられ、合力者また是非を論ぜず罰せられた。②一般概念としては是非にか、はらずといふとき道理を尊重する法治とは相反するごとく思はれるのであるが、此處に云ふ是非を論ぜずとの語を考へるとき、斯かる事件の裁斷に當り是非を論ぜず時宜により行ふといふにあらず喧嘩其者を否定して是非を糺明するにおよばずとするのである。この態度は喧嘩を社會不安を醸成する因として全面的に否定するによると思はれる。喧嘩につき陣中においては是非を云はず無爲を專とし、意趣は後日申上すべきを云ふことも、③喧嘩より起る當座の混亂を慮るのであり裁判における道理の否定を意味するにあらざること明らかであらう。

斯く是非をとはずとするは寧ろ例外であり、一般的に

は之を尊重することがある。朝倉敏景がその十七ヶ條の後に領主の心得として云ふ慈悲の殺生とは、善を賞め惡を却け理非善惡を正しくするにあつた。また訴訟は偏信せず普く問ひ兼て聽くところに政法明らかであるとの考が説かれてゐるのである。^④従つて奉行人の成敗態度にも、理非により行ふべく私ある者は犯人と同罪たるべしと云ひ、^⑤最負偏頗の事あるときは糺明して沙汰を加へたのであり、^⑥従つて道理なき訴訟は否定され、相論のとき理非を決せぬうちに狼藉を行ふ者は敗訴に處せられたのであるが、^⑦而もこの事により理ある者が處分を受くるを不便として三年の後改めて理非を糺明すべき旨定めたことは更に道理に従ふ態度を明らかに示したものと云ひうるであらう。

斯く理に従ふ精神が法規制定の上に働けることは縁坐の制に關しても認められる。この制は社會統制の手段として動搖常なき當代その範圍と強度特に著るしきものあり、親類・主従の間のみならず雇傭宿泊等の關係においても運帶性が附與されたのであるが、而もその間理非に

よる區別は明らかに存した。父或は子の刃傷沙汰につきその咎を相互に懸くるや否やに關する御成敗式目の規定が伊達氏の塵芥集にも採用されてゐることは、模倣として論ぜずとするも、この精神は他の法規にも認められ、親の盜財行爲の責は子におよぶが、子遠方に住して相談の事無き場合は坐せず、子の咎は親に懸からぬが親子一家中にあるときは同罪としたのである。また親の負債は子負ひ子のそれは親におよばぬが、親が子の借狀に加署し或は子早世して親がその遺領を繼げるときは支拂を爲すべき責任があつた。^⑧また郎従の争鬪に對するその主の咎の有無について、主が郎従を庇ふときは咎あるも、郎従の犯行を糺明して一決せぬによりその事無き旨言上し後日に露顯するときは、主が故意に匿へるにあらざること明白の場合には咎に處し難しとした。^⑩斯かる詳細なる區別の立てられたところにも道理に従はんとする精神の働けるを見るのである。その刑罰行使に當つては武力を背景として過酷であるか、それは強力なる統制を必要とした時代において來る現象でありその判決に際してはな

ほ理の働きが認められ、罪なくして罰せられる壓制とは本質的に異なるものあるを思ふのである。

註① 塵芥集、長曾我部元親百ヶ條

② 信玄家法(上)、結城家新法度

③ 大内氏實錄所收布施本大内家壁書

④ 毛利家文書(八六四)曲直瀬道三意見書

⑤ 朝倉敏景十七ヶ條

⑥ 長曾我部元親百ヶ條

⑦ 信玄家法(上)、新加制式

⑧ 今川家假名目録

⑨ 信玄家法(上)

⑩ 新加制式

大名領地法の特質を論ずるとき、古くは戦亂相づく時代の所産として、外隣國の侵入をおそれ、内部内の離叛をあやぶみ、強力なる制裁を加へて領民を一定の鑄型において陶冶せんとするものと考へられた。併し近時はその民政において見るべきものあることが注視されてゐるのであるが、而もその研究態度として政治思想をのみ論ずるときは、當代の政治思想が儒教の影響を受くること

多き事情より單にその簡略化せるものを指摘するに止まる虞なしとしないのである。この事情は研究者の心すべきところとして序において明らかにしたところであり、支配の現實をその根柢にある結合精神より把握し精神史上の事實として解明することが本論の要旨であつた。但し爲政の内容を見るとき支那思想に借れるもの多きは當代の文化段階において止むを得ぬところであり、その受容に當り起る事情を注視したところがある。支那思想が國民精神顯現の過程において如何なる事態を示したかを考へたのである。